

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年12月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000197号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000043号

第1 結論

昭和55年*月から昭和60年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年*月から昭和60年9月まで

私は、昭和57年*月頃、A市役所国民年金担当課から、「国民年金加入のおすすめ」という郵便物を受け取った。昭和57年*月とは、私が35歳の誕生日を迎える年であり、60歳の誕生日の前月までに、25年しか残っていない時期であった。

私は、昭和57年*月にA市役所で加入手続きをしたが、その時点から60歳の前月までだとすると、24年*か月分しか納付できないため、私は、昭和55年*月まで遡って保険料を支払うことにし、それ以降については、毎年1年分をまとめて納付していた。

しかし、請求期間が未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和57年*月にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、昭和55年*月に遡って保険料を支払い、その後の期間については毎年1年分を納付した旨主張しているところ、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、オンライン記録により確認できる請求者の国民年金番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和62年12月頃に払い出されたと推認できる上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索によると、請求者に対し、上記国民年金番号と異なる国民年金番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続きは、昭和62年12月頃に初めて行われたと考えられ、この時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、年金手帳の交付について、A市は、昭和57年当時、発行までに1か月程度の時間を要していたが、年単位で交付に時間を要することはなかった旨回答し、上述のとおり請求者の国民年金の加入手続きが昭和62年12月頃に行われたと推認できることを踏まえると、昭和57年に国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したが、当時、国民年金手帳はもらえず、昭和

63年の後半に受け取ったとする請求者の主張と符合しない。

なお、請求期間後に係る国民年金保険料の納付記録について、昭和60年10月から昭和62年3月までの期間の国民年金保険料は昭和63年1月26日に納付したことになるが、この記録では、本来支払うべき昭和62年4月から昭和63年1月までの期間の国民年金保険料を滞納したまま、過去分の国民年金保険料を納付したことになり、国民年金保険料を納付する順序が前後していて極めて不自然である上、昭和60年10月から昭和62年3月までの期間の国民年金保険料を昭和63年1月26日に納付した4日後の同年1月30日に当該期間のうち最初の3か月分（昭和60年10月から同年12月）の国民年金保険料を重ねて納付することはあり得ない旨、請求者は主張している。

しかしながら、金融機関においては、請求者が持参した国民年金保険料に係る納付書により、当該納付書に記載された期間に係る国民年金保険料を領収することとなる上、オンライン記録によれば、重複して納付された期間に係る国民年金保険料は過誤納記録として適切に処理されていることを踏まえれば、請求期間後の納付記録について不合理な処理は見当たらず、これをもって請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000324号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000044号

第1 結論

昭和50年*月から昭和52年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年*月から昭和52年6月まで

私は、伯母から、私は会社勤めではないため、20歳になったら国民年金に加入するように勧められていたので、昭和50年*月頃にA市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は自宅近くの郵便局や市役所出張所を利用して納付していた。請求期間の保険料が未納と記録されているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、伯母の勧めで昭和50年*月頃にA市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、納付書により郵便局や市役所の出張所を利用して納付していた旨陳述しているが、戸籍の附票によると、当時、請求者の住所はB県C郡D町であったことが確認できることから、住民登録を行っていないA市において、請求者は国民年金の加入手続を行うことはできない。

また、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、請求者の国民年金番号前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から昭和53年3月頃にA市において払い出されていることが推認できることから、請求者は、昭和53年3月頃に国民年金の加入手続を行い、20歳となった昭和50年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したと考えられるため、請求者が記憶する加入手続時期とは符合しない。

さらに、加入手続当時、請求期間のうち時効により徴収権が消滅する前の国民年金保険料の納付について、請求者は国民年金の加入手続を行ったときに過去に遡って国民年金保険料を納付したことはないと陳述し、その後の保険料納付については記憶が明確ではない。

なお、請求者は、請求期間直後の昭和52年7月から昭和54年3月までの期間の国民年金保険料を同年11月30日に一括で過年度納付したことが確認できる領収証書を所持している。当該納付時点で請求期間の保険料は、通常であれば時効により納付できないものの、当該納付時

点においては、第3回特例納付制度が実施されていたことから、請求期間の保険料を特例納付することは可能であった。しかしながら、請求者は特例納付制度自体を知らないと陳述している。

加えて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することはできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000390号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000108号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年11月27日から平成10年7月23日まで

A社に代務運転手として勤務した期間の厚生年金保険の記録がない。在職証明書を提出するので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社が発行した「在職証明書」を提出し、同社に勤務していた旨主張しているが、B社の事業主は、当該在職証明書は、請求者が個人タクシー開業申請に伴う運転経歴資格に関する証明のうち、当社所属の個人タクシー事業者が休業中に、請求者が代務運転手として乗務した期間を証明したものであり、請求者を雇用していたわけではない旨回答している。

なお、B社から提出された「個人タクシー実務必携」によれば、個人タクシー事業者が代務運転を申請する場合には、許可を受けた地方運輸局長に対して一人一車制の変更願を提出し承認を受ける必要があるとされており、必要書類の一つとして、「申請する事業者と代務運転者との雇用契約書」が記載されている。

また、B社の事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答している上、請求者から提出された平成10年分所得税の確定申告書において、社会保険料控除額記入欄には、国民年金31万5,200円及び国民健康保険16万830円のみが記載されており、厚生年金保険料について記載されていない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。